

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	除害施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者（令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内において、当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る。）が設置した除害施設のうち、地方税法施行規則附則第6条第17項で定めるもの。</p> <p>下水道法第12条第1項の制度・・・下水道の施設を保護するため、施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのある下水を排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で定めることができる制度</p> <p>下水道法第12条の11第1項の制度・・・一定の水質基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設けるよう条例で定めることができる制度</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>固定資産税の課税標準を4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する現行の特例措置を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第2項第5号 地方税法施行令附則第11条第4項 地方税法施行規則附則第6条第17項 下水道法第12条、第12条の11		
減収見込額	[初年度] ー ( ▲13 )	[平年度] ー ( ▲32 )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>除害施設は、民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から有害物質等を除去し、下水道に流入する汚濁負荷を軽減するため、民間事業者等が設置する施設である。</p> <p>下水道施設の老朽化の加速に対応するため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、計画的な下水道の維持管理・更新を行う必要がある（「国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）」）。こうした状況下において、民間事業場等から公共下水道へ、酸・アルカリや大量の油脂を含む悪質下水が排除された場合には、管路の破損や閉塞などの予期されない下水道の損傷に伴う維持管理・更新コストの発生により、計画的な下水道の維持管理・更新が困難となる恐れがあることから、民間事業場等による下水道の損傷につながるような悪質下水の公共下水道への流入を抑制する必要がある。</p> <p>また、民間事業場等から公共下水道へ、シアン等の下水道での処理が困難な有害物質等が排除された場合には、当該物質等が除去されないまま、河川や海等の公共用水域に流出し、水質が悪化する恐れがあることから、公共用水域の水質保全のためには、民間事業場等から公共下水道への有害物質の流入を抑制する必要がある。</p> <p>さらに、食料安全保障の強化に向けた国内資源の利用拡大のため、また、脱炭素・循環型社会の形成にも寄与するため、下水汚泥の肥料化をはじめとする再生利用を推進する必要があるが、下水汚泥に含まれるカドミウム等の重金属が一定値以上となると肥料化が困難となることから、民間事業場等から公共下水道への重金属の流入を抑制する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、下水道機能の確保、公共用水域の水質保全及び下水汚泥の再生利用を図るため、民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から、有害物質等を除去する「除害施設」の設置を促進する必要がある。</p>		

	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>除害施設は非収益施設である一方、平均で約 2,600 万円と高額な設備であり、導入には相当な負担を要する。特に、令和 8 年度末までの汚水処理の概成に向け、公共下水道の排水区域は毎年新規に 100 平方キロメートル前後で拡大しているところ、新たに供用が開始された公共下水道の排水区域内で供用開始前から事業を行う者にとって、直ちにこのような高額な設備の設置を求められることは相応の経済的負担となることが想定される。</p> <p>このため、本特例措置により、新たに供用が開始された公共下水道の排水区域内における民間事業者等の経済的負担の軽減を図り、除害施設の設置を促進する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>&lt;国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）&gt;  （別紙3）施策分野ごとの脆弱性評価結果</p> <p>2. 横断的分野  D) 老朽化対策</p> <p>○ 我が国の国民生活や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港などの産業基盤や上下水道・公園、学校などの生活基盤、農業水利施設・漁港などの食料生産・供給基盤、治山治水・海岸堤防などといった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられているが、インフラの老朽化の割合が加速的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、計画的にインフラの維持管理・更新を行う必要がある。</p> <p>&lt;社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）&gt;  第3章 計画期間における重点目標、事業の概要  第2節 個別の重点目標及び事業の概要について  政策パッケージ6-1：グリーン社会の実現</p> <p>○重点施策（健全な水循環の維持又は回復、生態系の保全・再生）  ・汚濁の著しい河川・湖沼や東京湾、大阪湾、伊勢湾等の閉鎖性海域における水質の改善を推進</p> <p>&lt;食料安全保障強化政策大綱（令和4年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）&gt;  Ⅲ 食料安全保障の強化のための重点対策  1 食料安全保障構造転換対策（過度な輸入依存からの脱却に向けた構造的な課題への対応）  （1）生産資材の国内代替転換等</p> <p>生産資材について、例えば化学肥料原料は、大半を輸入に依存しており、その安定供給に向けて肥料原料の備蓄等の重要性が増している。一方、国内には、堆肥、下水汚泥資源等の国内資源が存在しており、これらの生産資材の代替転換や化学肥料の使用低減は、環境への負荷低減にも資するなど、将来にわたって持続可能な生産への転換を実現するものとなる。（略）</p> <p>以上を踏まえ、肥料については、堆肥や下水汚泥資源等の肥料利用拡大への支援（畜産農家・下水道管理者、肥料メーカー、耕種農家などの連携や施設整備等への支援など）、土壌診断・堆肥の活用等による化学肥料の使用低減、肥料原料の備蓄に取り組む。  （目標）  ・2030年までに、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大（2021年：25%）</p>
	政策の達成目標	<p>下水道施設の機能確保、公共用水域の水質保全及び下水汚泥の再生利用の促進を図るため、除害施設の設置が必要な民間事業場等（※）に100%除害施設が設置されることを目標とする。</p> <p>※ 「除害施設の設置が必要な民間事業場等」とは、公共下水道を使用していることについて公共下水道使用開始届出により地方公共団体が把握している民間事業場等のうち、下水道施設を損傷するおそれのある下水を排除して公共下水道を使用する等の観点から、除害施設の設置が求められる民間事業場等のことをいう。以下同じ。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

	同上の期間中の達成目標	令和7年度までに公共下水道の供用が開始された排水区域内において、下水道施設の機能確保、公共用水域の水質保全及び下水汚泥の再生利用の促進を図るため、除害施設の設置が必要な民間事業場等に100%除害施設が設置されることを目標とする。
	政策目標の達成状況	○除害施設の設置が必要な民間事業場等の数に対する除害施設設置事業場数の比率 97.79%（令和2年度末） → 97.95%（令和4年度末）
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6～7年度に新たに設置される数は、毎年約220台（令和4～5年度見込みの平均値）を見込んでいる。国としては、令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備を目指しており、それまでは公共下水道の排水区域が拡大し続けると見込まれ、それに伴い除害施設の設置が必要な民間事業場等は一定数発生すると考えられる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和2年度末の除害施設設置率は97.79%であったところ、本特例措置による効果として民間事業者等による除害施設の設置が促されたことにより、令和4年度末には同値が97.95%まで上昇した。 令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備に伴い、公共下水道の排水区域が拡大し続けると見込まれるところ、当該拡大に伴い除害施設の設置が求められる民間事業者等の経済的負担を軽減することで、その設置を促進するという観点から、本措置の効果は高いと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「エネルギー対策資金融資（水質汚濁関連）」（日本政策金融公庫） 汚水、廃液等水質汚濁の原因となる特定物質を排出する事業者に対して、水質汚濁防止設備を取得するために必要な設備資金を融資する支援制度。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は除害施設の設置に係る支援措置であり、本特例措置は除害施設の取得後の民間事業者等の経済的負担を低減するものである。
	要望の措置の妥当性	令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備に伴い、公共下水道の排水区域が拡大し続けると見込まれる。除害施設は導入費用が平均で約2,600万円と高額な設備である一方で、非収益施設であることから、上記の予算上の措置に加え、本特例措置により除害施設の設置に係る民間事業者等の経済的負担の軽減を抑制し、その設置を促進する必要がある。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>&lt;過去5年間の本特例措置の適用実績&gt;  平成30年度:2,112台 9,084,000円(減収額)  令和元年度:1,908台 9,166,000円(減収額)  令和2年度:2,512台 9,359,000円(減収額)  令和3年度:2,280台 7,144,000円(減収額)  令和4年度:252台 378,000円(減収額)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置</p> <p>①適用総額の種類  課税標準(固定資産の価格)</p> <p>②適用総額(千円)  401,789,160の内数(令和元年度)  377,096,464の内数(令和2年度)  368,607,591の内数(令和3年度)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>令和2年度末の除害施設設置率は、97.79%であったところ、本特例措置を延長してきたことにより、令和4年度末には同値が97.95%まで上昇した。  令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備に伴い、公共下水道の排水区域が拡大し続けると見込まれるところ、当該拡大に伴い除害施設の設置が求められる民間事業場等に対し、本措置による当該設置の促進の効果は高いと考えられる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>必要な民間事業場等に100%除害施設が設置されることによって下水道機能の確保、公共用水域の水質保全及び下水汚泥の再生利用が図られることを目標とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○除害施設の設置が必要な民間事業場等の数に対する除害施設設置事業場数の比率  97.79%(令和2年度末) → 97.95%(令和4年度末)  (未達成理由)  除害施設の設置が必要な民間事業場等ではあるものの、資金不足などにより除害施設を設置していない場合があるため。  なお、当該民間事業場等に対しては、下水道管理者から除害施設を設置するよう行政指導を行っているところ。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設 昭和51年度(非課税)  延長 昭和54、57、59、61、63、平成2、4、6、8(非課税措置の廃止)、10、(11(除害施設の課税標準を6分の1から3分の2へ縮減))、12、14、16、18、20、22(除害施設の課税標準を3分の2から4分の3へ縮減)、24(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入)、27年度、30年度(パーク処理装置を対象施設から削除)、令和2(濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、脱有機酸装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置を対象施設から削除)、4年度(特例措置の対象を新規供用区域で供用開始以前から引き続き事業を行う者が除害施設を設置した場合に限定、課税標準を4分の3から5分の4へ縮減)</p>